

資料3

共同生活援助・短期入所変更届等の提出について

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

1 共同生活援助・短期入所 変更届等の提出について

☆東京都に提出している指定申請書類の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。
(法第46条)

変更漏れを防ぐため変更届出書(第2号様式)右側の「変更の内容」は必ず記載してください!
※第2号様式に記載の内容のみ変更対象です。

<提出期限について>

1 報酬に関する内容の変更 (平成18年厚生労働省告示第522号)

○報酬が**増える**場合(人員配置区分変更・各種加算増等)

- * 15日以前に届出 ⇒ 翌月1日から適用開始 (例) 7月15日に届出完了→変更年月日は8月1日
- * 16日以降に届出 ⇒ 翌々月1日から適用開始 (例) 7月16日に届出完了→変更年月日は9月1日

○報酬が**減る**場合(ユニット廃止・定員減・各種加算減)

- * 速やかに届出 ⇒ 報酬が減される事実が発生した日から減算定となります。

(例) 6月6日に職員が辞めて人員配置体制加算がⅠからⅡに変更 → 6月6日が変更年月日

※この場合、6月分の報酬請求は区分Ⅰでしか行えないため、区市町村と過誤調整が必要となります。

担当必着です!
15日が土日祝日
⇒前開庁日必着です!

2 休止・廃止届について

○事業所を廃止及び休止する1か月前に届出が必要となります。

○廃止又は休止することが決まりましたら、早めに事前に都に御連絡ください。

利用者の行き先の調整、実施主体を含む関係機関との調整などについて、確認させていただきます。

○整備費補助金を利用して開設した場合は、補助金の返還等の手続きが必要になります。

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課基盤整備担当へご相談ください。(定員減や居室等の場所の変更なども含む)

3 その他の変更

変更があった日から10日以内に届け出てください。

4 指定の更新について

○法第41条の規定により、6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなっています。

○指定の更新の時期が近づいた際に、東京都福祉保健財団から別途、更新手続きの御案内をします。

<提出方法>

○ユニット増、サテライト増、定員増、事業所移転**以外**は郵送により御提出ください。

○提出書類については、別添「提出書類一覧」を御確認ください。

○提出先

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部障害福祉事業者指定室 宛

電話 03-6302-0286

受付時間 月曜日から金曜日(祝日を除く)

変更届の提出書類一覧（共同生活援助①）

変更届の提出は、事業所単位になります

- … 必須書類
- ▲ … 変更内容次第で提出が必要となる書類

付表7その3は、
国基準サテライトのみに
使用する様式です。

加算等に係る変更(ユニット増、サテライト設置含む)に係る変更届 ※別紙参照
届出が15日以前になされた場合は翌月から
届出が16日以降になされた場合は翌々月から算定が可能です

その他、下記変更事由に係る変更届
変更があった日から10日以内に届け出てください
※ユニット増設、定員増、サテライト設置、移転は説明会資料3を御確認ください

変更届提出先

〒163-0718
東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
障害福祉事業者指定室（共同生活援助）
※ 郵送でも持参でも構いません。

変更事由	変更届出書(第2号様式)「変更があった事項」欄に当てる数字	申請書			別紙1	定款	条例(公営事業所のみ)	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	平面図(参考様式1)	登記(全部事項証明書など建物所有権が確認できる書類(自己所有物件を使用する場合))	賃貸借契約書(写)(賃貸物件を使用する場合)	設備・備品リスト(参考様式2)	受託居宅介護委託書の写し(外部サービス利用型のみ)	経歴書				資格免状の写し	サービス管理者研修修了証書の写し	相談支援従事者研修修了証書の写し	実務経歴証明書	職員配置状況確認票(別紙48)	運営規程	苦情対応窓口一覧表等	非該当書	役員等名簿	協議会等への報告・協議会からの評価等に関する概要	事業所一覧	主たる対象者を特定する理由(参考様式7)	協力医療機関リスト・協定書等	耐震化に関する調査票	関係機関相談状況確認書・諸事録(区市町村・建築・消防)	メールアドレス登録・変更届出書	
		変更届出書(第2号様式)	付表7	付表7その2(その3)										管理者	サービス責任者	世話人	生活支援員																	
法人所在地の変更	⑤	●				●	●																					●						
法人代表者の変更	⑤	●				●	●																			●	●		●					
法人名称の変更	③	●				●	●																		●			●						
定款・寄付行為等の変更	⑥	●				●	●																		●			●						
役員の変更	—	●					▲																			●	●		●					
事業所の名称の変更	①	●	●	●																					●									
事業所の所在地の変更	②	●	●	●						●	●	▲													●									
ユニット等の所在地の変更	②	●	●	●						●	●	●													●									
平面図・設備の変更	⑦	●	●	●						●		●																						
電話番号、FAX番号の変更	—	●	●	●																														
都からの連絡先メールアドレスの変更	—																																	●
管理者の変更(氏名変更・住所変更含む)	⑧	●	●	●									●										●	▲		●	●							
サービス管理責任者の変更(氏名変更・住所変更含む)	⑩	●	●	●														▲	●	●	●	●	●	▲										
通過型の常勤世話人の変更	—	●	●	●	●													▲	●	●	●	●	●	▲										
世話人、生活支援員の変更	—	●	●	●														▲					●	▲										
介護サービス包括型 ⇄ 外部サービス利用型 ⇄ 日中サービス支援型の変更	⑫	●	●	●	●								▲									●	●	▲										
受託居宅介護事業所の変更	—	●	●	●									●											●										
利用料、その他費用の変更	⑫	●	●	●																				●										
主たる対象者の変更	⑪	●	●	●																				●										
苦情窓口の変更	⑫	●	●	●																				▲	●									
地域生活支援拠点等	⑫	●	●	●	●																			●										
その他文言の変更	⑫	●	●	●																				●										
バックアップ施設の変更	⑮	●	●	●																														
協力医療機関の変更	⑮	●	●	●																														

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

変更届の提出書類一覧 (共同生活援助②)

変更届の提出は、事業所単位になります

- … 必須書類
▲ … 変更内容次第で提出が必要となる書類

変更届提出先

〒163-0718
東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部
障害福祉事業者指定室(共同生活援助)
※ 郵送でも持参でも構いません。

変更事由	変更届出書(第2号様式)「変更があった事項」欄に当てる数字	申請書			加算届出										登記(全部)事項証明書など建物の所有権が確認できる書類(自己所有物件を使用する場合)又は賃貸借契約書(写)(賃貸物件を使用する場合)	平面図(参考様式1)・周辺地図	設備品リスト(参考様式2)	受託居宅介護委託契約書の写し(外サービス利用型のみ)	職員配置状況確認調査票(別紙48)	運営規程	耐震化に関する調査票	関係機関状況確認書・議事録(区市町村・建築・消防)	居住支援法人又は支援協議会との連携計画書	移行者リスト	廃止・休止届
		変更届出書(第2号様式)	付表7	付表7その2(その3)	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)	各加算届出様式	資格証の写し	実務経歴証明書	各種修了証																
書類提出の前に事前相談(来庁)が必要です					ユニットごとご作成ください。																				
事業所に係る変更																									
ユニット増・サテライト設置・定員増	⑫	●	●	●	●	別紙12 別紙13 別紙12 別紙13	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●						
ユニット減・サテライト減・定員減	⑫	●	●	●	▲	別紙12 別紙13 別紙12 別紙13	▲	▲	▲	▲					●	●					●	●			
事業廃止	—																				●	●			
人員配置体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅴ)(Ⅵ)	⑬	●	●	●	●	別紙12 別紙48									●										
大規模住居等減算	⑬	●	●	●	●	別紙12								●											
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	⑬	●	●	●	●	別紙5	●	●							●										
夜間支援等体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)	⑬	●	●	●	●	別紙13			(Ⅰ)(Ⅱ)資格証の写し						●	▲									
重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	⑬	●	●	●	●	別紙12、18				●					●										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	⑬	●	●	●	●	別紙19									●										
地域生活移行個別支援特別加算	⑬	●	●	●	●	別紙28(その2)	●																		
医療連携体制加算(Ⅶ)	⑬	●	●	●	●	別紙17									●										
通勤者生活支援加算	⑬	●	●	●	●	別紙16				・重度化の指針 ・看護師免許の写し又は訪問看護ステーションとの契約書の写し															
看護職員配置加算	⑬	●	●	●	●	別紙32	●								●										
精神障害者地域移行特別加算	⑬	●	●	●	●	別紙40	●								●	●									
強度行動障害者地域移行特別加算	⑬	●	●	●	●	別紙41				●					●										
夜勤職員加配加算	⑬	●	●	●	●	別紙44			日中サービス支援型のみ算定						●										
医療的ケア対応支援加算	⑬	●	●	●	●	別紙45	●								●										
強度行動障害者体験利用加算	⑬	●	●	●	●	別紙12、46				●					●										
自立生活支援加算(Ⅲ)	⑬	●	●	●	●	別紙47	●								●										
居住支援連携体制加算(自立生活支援加算(Ⅰ)＋α①)	⑬	●	●	●	●	別紙47(その2)															●				
GHピアサポート実施加算	⑬	●	●	●	●	別紙49				●					●										
退去後ピアサポート実施加算	⑬	●	●	●	●	別紙49(その2)				●					●										
感染対策向上体制加算	⑬	●	●	●	●	別紙50			・加算(Ⅰ)：第二種指定特定医療機関との連携協定書の写し																
高次脳機能障害者支援体制加算	⑬	●	●	●	●	別紙51				●					●										
虐待防止措置未実施減算	⑬	●	●	●	●																				
業務継続計画未実施減算	⑬	●	●	●	●																				
情報公表未報告減算	⑬	●	●	●	●																				
身体拘束廃止未実施減算	⑬	●	●	●	●																				
福祉・介護職員等処遇改善加算	⑬																								
当該加算の届出先は、処遇改善加算の専用ヘルプデスク(03-5320-4230(直通))になります。																									

当該加算の届出先は、処遇改善加算の専用ヘルプデスク(03-5320-4230(直通))になります。

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

※ユニット減、サテライト減、定員減、事業廃止の際は、補助金を使つての整備(消防設備・備品等を含む)が行われていないかを御確認ください。

変更届提出にあたっての留意事項(チェック項目)

<共通事項>

- ☐ 「変更届出書(様式第2号)」には必ず**変更内容を全て**記載してください。
添付書類のみに変更事項の記載を行っていないか、必ず確認をしてください。
- ☐ 「変更届出書(様式第2号)」には、変更届を作成した**事務担当者の氏名**、日中連絡が取れる**連絡先**、**FAX番号**、**メール**を必ず記載してください。
- ☐ 記載例をよく確認し、記載されている事項について、書類間の整合性をとるようにしてください。(例: 管理者住所…付表7と経歴書)
- ☐ 提出書類は白黒印刷で結構です。

<事業所、ユニット等の所在地の変更>

- ☐ 建物について、創設・改修等に係る整備費補助金等を受けている場合、**事業開始から一定期間は**、やむを得ない場合を除き、建物の利用停止、変更、改築、増築、譲渡等を行うことはできません。
(詳しくは、P18のNo2「施設サービス支援課生活基盤整備担当」にご連絡ください。)
- ☐ 変更にあたっては、必ず**事前に**東京都福祉保健財団にご相談ください。
- ☐ 建物が変わる場合は、「**共同生活援助事業所における耐震化に関する調査票**」及び「**関係機関相談状況確認書**」を提出していただきます。
- ☐ あわせて、**区市町村の障害福祉主管課**、当該地区を所管する**建築主事**、**消防署**、場合により地域の町内会にも相談を行ってください。
- ☐ 同じ建物内であっても、使用する部屋が変わる場合は届出が必要になります。

<サービス管理責任者の変更>

- ☐ **サービス管理責任者の資格要件**について、十分確認してください。
資格要件を満たしている職員がいない場合は、職員欠如及び個別支援計画未作成による減算となります。
- ☐ 減算を回避するため、実際に変更する前から、**あらかじめ財団にご相談**ください。

<世話人、生活支援員の変更>

- ☐ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している事業所において、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が新たに加わった場合は、**その都度**届け出てください。(引き続き当該加算を算定できる場合には、従業者が減ったとしても届出は不要です)
- ☐ 世話人・生活支援員の経歴書の提出は、上記に加え、以下の4つの場合のみです。それ以外の世話人・生活支援員の変更は届出不要です。
①新規申請時 ②ユニット増、サテライト設置又は定員増により、従業者を増配置する必要がある場合
③人員配置区分を変更し、世話人を増配置する場合 ④利用者の障害支援区分が変わり、生活支援員を増配置する必要がある場合

<外部サービス利用型共同生活援助に関する変更>

- ☐ 平成26年4月1日以前に、共同生活援助(GH)のみの指定を受けていた事業所は、平成26年4月1日以降、外部サービス利用型共同生活援助事業所とみなされています。
- ☐ 契約書に盛り込むべき契約事項は右のとおりです。
- ☐ 変更届を提出する際は、以下の事項を記載した**運営規程**も添付してください。
○受託居宅介護サービス事業者(法人名・代表者職・氏名)及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

契約事項
○ 委託の範囲
○ 委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
○ 受託居宅介護事業者の従業者により当該委託業務が居宅介護の運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨
○ 委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
○ 委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを確認する旨
○ 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
○ その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

<利用料、その他受領が可能な費用の変更>

- ☐ 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用について受領できます。
①食材料費 ②家賃 ③光熱水費 ④日用品費 ⑤日常生活においても通常必要となるものに係る費用
(ただし、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものに限る)
なお、訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用は受領できません(例:雑費)。⑤についての詳細は「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日 障発第1206002号)」を参照。
- ☐ 利用者から受領する費用は、**運営規程に記載**し、重要事項説明書を用いるなどしてあらかじめ利用者に十分説明する必要があります。
- ☐ 利用者から受領する費用の金額については、任意様式を用いて積算方法を明らかにし、変更届に添付してください。
- ☐ 付表7と運営規程の記載が一致するように、整合性をとってください。

<ユニット増、サテライト設置、定員増の変更>

- ☐ 書類提出の前に**事前相談**が必要です。本資料のP11をご確認ください。

<人員配置区分の変更>

- ☐ 人員配置区分が変更になった場合は、報酬に関する届出に加えて、必要に応じて世話人の変更についても届出を行ってください。

<大規模住居等減算の変更>

- ☐ 共同生活住居ごとのグループホーム定員が**8人以上**の場合に大規模住居等減算の対象となります。
(事業所としての定員では判断しません。)
- ☐ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が**21人以上**である場合にも大規模住居等減算の対象となります。

＜夜間支援等体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の変更＞

- ☐ 夜間支援対象利用者数は原則として前年度の平均利用者数をもとに算出します。
(前年度の平均利用者数) = (前年度の全利用者の延べ数) ÷ (当該前年度の開所日数) ※小数点第1位を四捨五入する
⇒ 毎年度4月に前年度の平均利用者数を算出し、変更があるようであれば変更届を提出してください。
- ☐ 年度途中であっても、ユニットの定員を増減させた場合は届出が必要となります。※入居している利用者の増減は届出と関係ありません
⇒ 前年度の平均利用者数に定員の増減分の90%を加えた数が夜間支援対象者数となります。※小数点第1位を四捨五入する
(例) 前年度平均利用者数5名で定員を1名減らす場合 : $5 + (-1 \times 90\%) = 5 - 0.9 = 4.1 \div 4$
- ☐ 年度途中であっても、夜間支援従事者の配置数に増減がある場合は届出が必要となります。

※夜間支援対象利用者数の算定方法などについて、詳しくは資料4「夜間支援等体制加算について」をご覧ください。

＜地域生活移行個別支援特別加算の変更＞

- ☐ 資料4の「地域生活移行個別支援特別加算の算定について」をご確認ください。

＜医療連携体制加算(Ⅶ)の変更＞

- ☐ 医療連携体制加算(Ⅶ)を算定するためには、以下の条件を満たす必要があります。
○「事業所の職員として看護師を配置する」又は「病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携し、看護師を確保している」
⇒「事業所の職員として配置した看護師の資格証明証の写し」又は「医療機関と締結した契約書等の写し」の提出が必要です。
- 「重度化した場合における対応に関する指針」を作成する

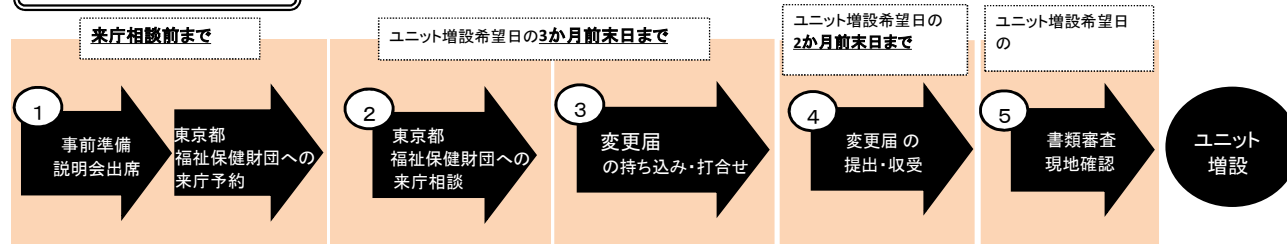
＜通勤者生活支援加算の変更＞

- ☐ 当該加算は事業所単位で要件を満たす必要があります。(ユニット単位ではありません)
なお、当該加算は事業所の体制を評価する加算であるため、事業所の利用者全員について算定することができます。
- ☐ 当該加算の利用者数は原則として前年度の平均利用者数をもとに算出します。
(前年度の平均利用者数) = (前年度の全利用者の延べ数) ÷ (当該前年度の開所日数) ※小数点第2位以下を切り上げる
⇒ 毎年度4月に前年度の平均利用者数を算出し、変更があるようであれば変更届を提出してください。
- ☐ 当該加算における「通常の事業所に雇用されている」とは一般就労をいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除きます。

3 ユニット増設・サテライト増設・定員増までの流れ

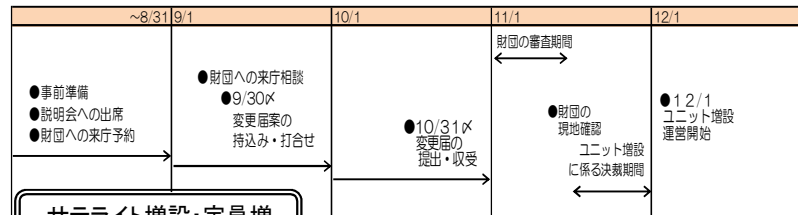
ユニット増設・サテライト増設・定員増までの流れの詳細は、「2 新規事業所開設までの流れ」と同じです。
ただし、事前相談や書類提出の期限が異なりますので、以下を御確認ください。

ユニット増設



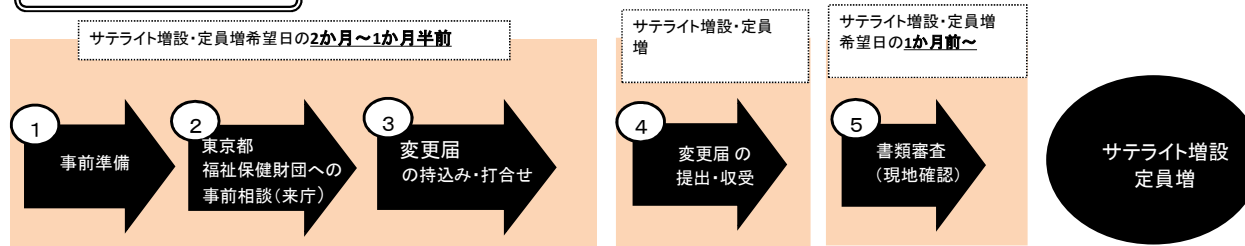
ユニット増設までのスケジュール(例)

※12月1日がユニット増設の希望日の場合



令和4年度より、直近1年以内での事業者向け説明会への御出席を、ユニット増設に係る来庁相談を承る条件としております。
事前準備のいずれかのタイミングで、管理者またはサービス管理責任者となられる方が御出席いただき、来庁相談を行う際は説明会に出席された方が御対応ください。

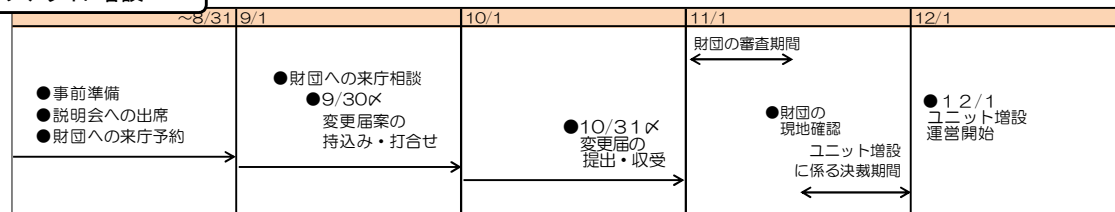
サテライト増設・定員増



※現地確認を行わない場合もあります。

★新たにユニットを開設する場合、既に指定を受けた事業所の範囲内(原則、概ね30分以内で移動可能)であれば、新たに事業所を開設(指定申請)することなく、既存事業所内にユニットを増設(変更届提出で対応)することができます。
※メリット1: 請求事務の軽減: 事業所番号が1つとなるため、国保連等への請求事務の軽減が図れます。
※メリット2: 会計処理の軽減: 「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)【基準条例】」に基づき、事業所ごとに経理を区分する必要があります。そのため、ユニット増とすることにより、ユニット間での弾力的運用が容易となるとともに会計事務の軽減が図れます。

サテライト増設



記入日: 令和 年 月 日

【来庁者】※名刺をいただければ記入不要です。

法人格・法人名()
来庁者氏名()
来庁者役職()
電話番号: FAX番号:
E-mail:

法人情報についてご回答ください。

□現在法人が運営している事業名を○で囲ってください。

※現在法人が運営している事業がない場合は、過去に携わったことのある事業をご回答ください。

共同生活援助(グループホーム) / 短期入所(ショートステイ)

相談支援(一般相談/特定相談)

障害者支援施設 / 療養介護 / 生活介護 / 自立訓練

就労系(就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型)

居宅系(居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 同行援護 / 自立生活援

障害児支援(障害児入所 / 障害児通所)

高齢者サービス()・その他()

※上記福祉関係以外で、法人が運営されている事業があれば、次の黒枠内にご記載ください。

【来庁目的】

・本日の来庁目的を以下のうちから選んでください。

□新規開設相談 □ユニット増・定員増・サテライト増 □その他

⇒ 開設(変更)予定年月: 令和 年 月

・整備費補助金の申請について、以下のいずれかを選んでください。

□申請予定有 ※申請予定時期(令和 年 第 期)

□申請予定無 □未定のため説明を聞きたい

・短期入所の合築について、以下のいずれかを選んでください。

□合築を考えている ※短期入所の類型(単独型・併設型・空床利用型)

□合築は考えていない □検討中のため説明を聞きたい

【関係機関との相談状況】

□区市町村(担当部署: 、担当者名:)

□消防署(消防署名: 、担当者名:)

設置指示のあった設備に○印

(消火器 / 自火報機 / 誘導灯 / スプリンクラー / その他)

□建築主事(部署名: 、担当者名:)

建物用途について○印((児童)福祉施設 / 寄宿舍 / 共同住居 / その他())

【事業所の概要】

事業所について(利用者像・実施地域)

□事業所名称()

□所在地()

※アクセス: 線 駅からバス/徒歩 分

□事業種別(介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型)

※外部サービス利用型の場合は、以下に受託居宅介護事業所について記載

(法人名・事業所名)

□事業所定員 名(変更前: 名)

□既存ユニット数 ユニット(主な地域:)

新規(増設)するユニット・サテライトについて(利用者像・実施地域)①

□名称()※建物の立地がわかる近隣図の添付もお願いいたします。

□所在地()

※アクセス: 線 駅からバス/徒歩 分

□主たる対象 知的・精神(通過型・滞在型)・身体・難病

□ユニット定員 名(変更前: 名)

□入居予定者の障害支援区分(区分なし・1・2・3・4・5・6)

□入居予定者の性別(男性・女性・両方)←同性介護の配慮が必要

□物件の種別(戸建て・マンション等(ワンルームタイプ・複数居室タイプ))

□建物(法人所有・賃貸(賃料:月 円)) / 築年数(年) / 鉄骨・木造・その他(

□土地(法人所有・賃貸)

□近隣挨拶等(実施済・今後実施予定・実施しない予定・検討中)

※「実施済」「今後実施予定」の場合⇒実施方法()

新規(増設)するユニット・サテライトについて(利用者像・実施地域)②

□名称()※建物の立地がわかる近隣図の添付もお願いいたします。

□所在地()

※アクセス: 線 駅からバス/徒歩 分

□主たる対象 知的・精神(通過型・滞在型)・身体・難病

□ユニット定員 名(変更前: 名)

□入居予定者の障害支援区分(区分なし・1・2・3・4・5・6)

□入居予定者の性別(男性・女性・両方)←同性介護の配慮が必要

□物件の種別(戸建て・マンション等(ワンルームタイプ・複数居室タイプ))

□建物(法人所有・賃貸(賃料:月 円)) / 築年数(年) / 鉄骨・木造・その他(

□土地(法人所有・賃貸)

□近隣挨拶等(実施済・今後実施予定・実施しない予定・検討中)

※「実施済」「今後実施予定」の場合⇒実施方法()

相談シート①に記載いただいた項目の詳細は、相談シート②事業計画にご記載ください。

※進捗状況の確認用

<法人格>

- ☐ 法人格をもっていますか？ → 個人及び法人格を持たない団体は指定を受けられないため、法人格の取得が必要です。
※NPO法人格の取得：東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当へ
- ☐ 定款及び法人登記に「障害福祉サービス」の表記はありますか？ → 障害福祉サービス事業者としての指定を受けるにあたり、定款や寄附行為に障害福祉サービス事業を行う旨の記載が必要となります。障害者サービス情報を御確認ください。
(<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-001>)

<物件の検討>

- ☐ ①建物の見込みはありますか？ → 法人の自己所有建物でも賃貸物件でも運営ができます。
- 不動産物件探し 不動産屋さんに相談するほか、都営住宅を利用する、区市町村の建物を借りる、東京都グループホーム情報バンクを活用する(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/gh>)などの方法があります。
- 建物の建築、改修などを行う場合、都の補助制度(整備費補助)があります

- ☐ ②賃貸の場合、大家の了解は得られていますか？ → 円滑な運営のため、事業についてあらかじめよく説明し理解を得ます。
- ☐ ③設備基準は満たしていますか？ → 設備基準を満たしていないと、指定できません。
- ☐ ④区市町村に相談しましたか？ → 利用見込み等を確認するために、**区市町村の障害福祉主管課**に必ず相談してください。
※指定申請の際に、**関係機関相談状況確認書**を提出していただきます。
- ☐ ⑤地域性を考慮していますか？ → 利用者の日中活動先へのアクセスを考慮します。
また、地域の状況に応じて、近隣住民との関係性に配慮をお願いします。
※近隣住民との関わり次第では、入居者が健やかに生活できなくなってしまう場合もあります。
- ☐ ⑥建物の耐震性について把握していますか？ → 昭和56年6月1日以降に建築確認を行った建物は、現在の耐震基準に適合しています。
※指定申請の際に、「共同生活援助事業所における耐震化に関する調査票」を提出していただきます。
- ☐ ⑦建築主事には相談しましたか？ → **当該地区を所管している建築主事**(建築基準法、用途変更等建築に関すること)に事前に必ず相談に行ってください。
※指定申請の際に、**関係機関相談状況確認書、議事録**を提出していただきます。
- ☐ ⑧所管消防署には相談しましたか？ → 消防法を遵守するため、必ず事前に相談に行ってください。
※指定申請の際に、**関係機関相談状況確認書**を提出していただきます。
- ☐ ⑨自己資金はお持ちですか？ → 借り入れ時、「福祉医療機構(03-3438-9298)」等の貸付制度が利用できる場合があります。

<事業計画>

- ☐ ①入居対象者（利用者像） → 知的障害者・精神障害者等、主たる対象者を決めましょう。（男性・女性、日中の活動先、障害支援区分、入居前の利用者の状況）
- ☐ ②入居定員 → 1事業所4人以上です。（1共同生活住居の入居定員が8人以上である場合は減算。）
- ☐ ③上記利用者にどのような支援を行っていきますか？ → P2の「法人としてのグループホーム事業計画」に記載してください。
- ☐ ④サービス管理責任者、世話人、生活支援員の手配はしましたか？ → 適切に支援できるよう職員を配置してください。居住者の利用状況によっては、土日祝日等も職員の配置が必要です。
- 世話人等人材確保

 知人の紹介、ハローワーク、情報誌、福祉人材センター(03-5211-2860)の活用が可能です。
- ☐ ⑤必要な職員を雇用できますか？ → 世話人等の雇用については、雇用契約等を取り交わしてください。
- ☐ ⑥収支の見込みはありますか？ → 事業計画がある程度具体化したら収支の見込みを立てます。
- ☐ ⑦バックアップ施設は近くにありますか？ → 法人内で該当する事業所がない場合は、近隣の障害者支援施設等（GH以外）に依頼します。
- ☐ ⑧医療機関との提携はできますか？ → 近隣の診療所等にあらかじめ提携を依頼します。

<日中サービス支援型グループホームについて>※該当なければ、チェックは不要

- ☐ ①区市町村が設置する協議会等（自立支援協議会等）に協議を行っていますか？ → 日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、区市町村が設置する協議会等に対し、定期的（年に1回以上）事業の実施状況を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けねばなりません。
事業指定の申請時には、事前に協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明し、協議会等の評価を受け、その内容を書面で都に提出してください。
※指定申請の際に、「協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要」を提出していただきます。
- ☐ ②常時の職員配置の体制は整っていますか？ → 日中サービス支援型グループホームにおいては、利用者が外出中であるか否かに関わらず、**ユニットごと**に常時の職員配置が求められています。

来庁時相談シート① 事業概要

令和4年度は、ご相談の件数が非常に増加しております。順次来庁の相談を入れているため、ご来庁の相談をいただいてから実際に来庁をいただく日まで1か月以上かかるケースもございますので、ご注意ください。

記入日：令和 年 月 日

【来庁者】※名刺をいただければ記入不要です。

法人格・法人名 ()
来庁者氏名 ()
来庁者役職 ()
電話番号 : FAX番号 :
E-mail :

法人情報についてご回答ください。

□現在法人が運営している事業名を○で囲ってください。
※現在法人が運営している事業がない場合は、過去に携わったことのある事業をご回答ください。

共同生活援助(グループホーム) / 短期入所(ショートステイ)
相談支援(一般相談/特定相談)
障害者支援施設 / 療養介護 / 生活介護 / 自立訓練
就労系(就労移行支援 / 就労継続支援A型 / 就労継続支援B型)
居宅系(居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 同行援護 / 自立生活援助)
障害児支援(障害児入所 / 障害児通所)
高齢者サービス()・その他()
※上記福祉関係以外で、法人が運営されている事業があれば、次の黒枠内にご記載ください。

【来庁目的】

・本日の来庁目的を以下のうちから選んでください。
□新規開設相談 □ユニット増・定員増・サテライト増 □その他
⇒ 開設(変更)予定年月 : 令和 年 月
・整備費補助金の申請について、以下のいずれかを選んでください。
□申請予定有 ※申請予定時期(令和 年 第 期)
□申請予定無 □未定のため説明を聞きたい

・短期入所の合築について、以下のいずれかを選んでください。
□合築を考えている ※短期入所の類型(単独型・併設型・空床利用型)
□合築を考えていない □検討中のため説明を聞きたい

【関係機関との相談状況】

□区市町村(担当部署: 、担当者名:)
□消防署(消防署名: 、担当者名:)
設置指示のあった設備に○印
(消火器 / 自火報機 / 誘導灯 / スプリンクラー / その他)
□建築主事(部署名: 、担当者名:)
建物用途について○印((児童)福祉施設 / 寄宿舎 / 共同住居 / その他())

【事業所の概要】

事業所について(利用者像・実施地域)

□事業所名称()
□所在地()
※アクセス: 線 駅からバス/徒歩 分
□事業種別(介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型)
※外部サービス利用型の場合は、以下に受託居宅介護事業所について記載
(法人名・事業所名)

□事業所定員 名(変更前: 名)
□既存ユニット数 ユニット(主な地域:)

新規(増設)するユニット・サテライトについて(利用者像・実施地域)①

□名称()※建物の立地がわかる近隣図の添付もお願いいたします
□所在地()
※アクセス: 線 駅からバス/徒歩 分
□主たる対象 知的・精神(通過型・滞在型)・身体・難病
□ユニット定員 名(変更前: 名)
□入居予定者の障害支援区分(区分なし・1・2・3・4・5・6)
□入居予定者の性別(男性・女性・両方)←同性介護の配慮が必要
□物件の種別(戸建て・マンション等(ワンルームタイプ・複数居室タイプ))
□建物(法人所有・賃貸(賃料:月 円)) / 築年数(年) / 鉄骨・木造・その他
□土地(法人所有・賃貸)
□近隣挨拶等(実施済・今後実施予定・実施しない予定・検討中)
※「実施済」「今後実施予定」の場合⇒実施方法()

新規(増設)するユニット・サテライトについて(利用者像・実施地域)②

□名称()※建物の立地がわかる近隣図の添付もお願いいたします
□所在地()
※アクセス: 線 駅からバス/徒歩 分
□主たる対象 知的・精神(通過型・滞在型)・身体・難病
□ユニット定員 名(変更前: 名)
□入居予定者の障害支援区分(区分なし・1・2・3・4・5・6)
□入居予定者の性別(男性・女性・両方)←同性介護の配慮が必要
□物件の種別(戸建て・マンション等(ワンルームタイプ・複数居室タイプ))
□建物(法人所有・賃貸(賃料:月 円)) / 築年数(年) / 鉄骨・木造・その他
□土地(法人所有・賃貸)
□近隣挨拶等(実施済・今後実施予定・実施しない予定・検討中)
※「実施済」「今後実施予定」の場合⇒実施方法()

相談シート①に記載いただいた項目の詳細は、相談シート②事業計画にご記載ください。

変更届の提出書類一覧（短期入所①）

変更届の提出は、事業所単位になります

- ・・・ 必須書類
▲・・・ 変更内容次第で提出が必要となる書類

加算等に係る変更に係る変更届 ※提出書類一覧（短期入所②）参照

届出が15日以前になされた場合は翌月1日から
届出が16日以降になされた場合は翌々月1日から算定が可能です
（15日が土日祝日と重なる場合は繰り上げになります。
また、財団への到着日が基本ですので早めの提出をお願いします）

その他、下記変更事由に係る変更届
変更があった日から10日以内に届け出てください

定員増減や移転、事業所内の居室等の仕様変更など
2ヶ月前にはご相談ください。来庁にて詳細なご相談が必要となります
図面等の確認や、場合によっては現地確認が必要になります

変更届提出先

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング18階
公益財団法人東京都福祉財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室 短期入所 宛
※ 郵送で提出願います。

変更事由	変更届出書（第2号様式）「変更があった事項」欄に当てはまる数字	申請書		定款・寄付行為	条例（公営事業所のみのみ）	登記簿謄本（履歴全部証明書）	平面図（参考様式）	登記（全部事項証明書など建物所有権が確認できる書類（自己所有物件を使用する場合））	賃貸借契約書（写）（賃貸物件を使用する場合）	設備・備品リスト（参考様式）	経歴書 管理者	勤務表（職員配置状況確認表）	運営規程	苦情対応窓口一覧表等	非該当誓約書及び役員名簿	事業所一覧	主たる対象者を特定する理由（参考様式）	協力医療機関リスト・協定書等	短期入所事業所における耐震化に関する調査票	関係機関相談状況確認書・議事録（市区町村・建築・消防）	メールアドレス登録・変更届出書	移行者リスト	廃止・休止・開始届
		変更届出書（第2号様式）	付表5																				
事業者・事業所の基本情報の変更	事業所の名称の変更	①・⑫	●	●	●								●										
	事業所の所在地の変更	②・⑦・⑫	●	●	●		●	●					●					▲	●	●			
	法人名称の変更	③・⑫	●		●	●							●				●						
	法人所在地の変更	④	●		●	●											●						
	電話番号、FAX番号の変更	②	●	●	●	●																	
	法人代表者の変更	⑤	●		●	●											●						
	定款・寄付行為等の変更（当該事業に関する物）	⑥	●		●	●											●						
	役員の変更	⑥	●					▲									●						
	平面図・設備の変更	⑦	●	●			●	▲		●			●						▲	▲		▲	
	管理者の変更（氏名変更・住所変更含む）	⑧	●	●							●	●		▲	●								
	事業所の種別の変更（併設型・空床利用型・単独型）	⑭	●	●			▲			▲		▲	▲										
	定員数（増・減）	⑮	●	●			●	▲		●		●	●						▲	▲		▲	
運営規定の変更	都からの連絡先メールアドレスの変更	-																			●		
	事業廃止・休止・開始	-																					●
	主たる対象者の変更	⑪・⑫	●	●									●										
	利用料、その他費用の変更	⑫	●	●									●										
	苦情窓口の変更	⑫	●	●									●										
その他	運営規定の文言の変更	⑫	●	●									▲										
	協力医療機関の変更	⑯	●	●														●					
	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要の変更	⑲	●	●			●			●			●										
	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	⑳	●	●			●			●			●										

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

変更届の提出書類一覧（短期入所②）

変更届の提出は、事業所単位になります

- … 必須書類
- ▲ … 変更内容次第で提出が必要となる書類

加算等に係る変更に係る変更届

＜報酬が増加する場合＞
届出が15日以前になされた場合は翌月から
届出が16日以降になされた場合は翌々月から算定が可能です

＜報酬が減少する場合＞
速やかに届出⇒報酬が減少する事実が発生した日から算定を変更

変更届提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部

障害福祉事業者指定室（短期入所）

※ 郵送でも持参でも構いません。

変更事由	変更届出書 第2号様式 「変更があつた事項」 欄に当てはまる数字	申 請 書		加算届出													平面図 (参考様式 1)・ 周辺 地図	勤務 形態一覧 表(別紙 2)	運営 規程
		変更 届出書 (第2号 様式)	付表5	介護給付 費等の算 定に係る 体制等状 況一覧表 (別紙1)	重度障害 者支援加 算に関する 届出書 (加算様式 1)	研修修了 証の写し ※1	栄養士配置 加算及び単 独型加算に 関する届出 書 (加算様式 2)	管理栄養 士免許又は 栄養士免許 の写し	送迎加算 に関する届 出書 (加算様式 3)	車検証の 写し	常勤看護 職員配置 等加算に 関する届 出書 (加算様式 4)	資格証の 写し	医療連携 体制加算 (IX)に関 する届出 書 (加算様式 5)	福祉専門 職員配置 等加算に 関する届 出書 (加算様式 6)	日中活動 支援加算 に関する届 出書 (加算様式 7)	地域生活 支援拠点 等に関連 する届出 (加算様式 8)			
施設区分(福祉型、福祉型強化、医療型)、 各種減算(定員超過、職員欠如、大規模)	⑬	●	●	●								▲					●	▲	
重度障害者支援加算(強度行動障害)	⑬	●	●	●	●	●											●	▲	
単独型加算	⑬	●	●	●			●										●	▲	
栄養士配置加算 I・II	⑬	●	●	●			●	●									●	▲	
食事提供体制加算	⑬	●	●	●														▲	
送迎加算	⑬	●	●	●					●	●								▲	
常勤看護職員等配置加算	⑬	●	●	●						●	●						●	▲	
医療連携体制加算(IX)	⑬	●	●	●							▲	●						▲	
福祉専門職員配置等加算(I)(II)	⑬	●	●	●							●		●				●	▲	
日中活動支援加算	⑬	●	●	●							●				●		●	▲	
地域生活支援拠点等	⑫⑬	●	●	●												●		●	
虐待防止措置未実施減算	⑬	●	●	●															
業務継続計画未実施減算	⑬	●	●	●															
情報公表未報告減算	⑬	●	●	●															
身体拘束廃止未実施減算	⑬	●	●	●															
福祉・介護職員等処遇改善加算	⑬	当該加算の届出先は、処遇改善加算の専用ヘルプデスク(03-5320-4230(直通))になります。																	

※1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)・重度訪問介護従業者養成研修・行動障害支援課程・行動支援従業者養成研修

※状況によっては、●▲以外の書類の提出をお願いする場合がございますので、御協力ください。

5 障害者グループホーム専用のサイト「東京都障害者サービス情報」

(URL: <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=015>)

※東京都公式ホームページとは別に、サイトを設けてあります。

東京都福祉保健局
LibRARY of Social Welfare and Public Health

→ サイトマップ → 都庁総合トップページ

東京都障害者サービス情報

このサイトでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができます。

※1 平成30年4月から追加されたサービス(就労定着支援・自立生活援助・居宅訪問型児童発達支援)を検索することは出来ません。
※2 表示される加算情報は平成30年3月以前のものです。

平成30年4月から追加されたサービス(就労定着支援・自立生活援助・居宅訪問型児童発達支援)を含む最新の事業所情報は書式ライブラリに掲載しています。
[最新の事業所情報はこちら](#)

事業所検索は、現在、平成30年4月の法改正・報酬改定に伴いシステム改修を行っています。

お知らせ

New!! 平成29年度工賃(賃金)実績調査及び工賃向上計画(平成30年度～32年度)の作成について(依頼)
「平成29年度工賃(賃金)実績調査」、「工賃向上計画(平成30年度～32年度)」について御提出をお願いします。
New!! 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業について
受注促進・工賃向上設備整備費補助事業の交付要綱及び様式についてのご案内
「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業者への指定協議説明会(平成30年6月度)の開催案内
「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業者への指定協議説明会【平成30年6月度】についてお知らせします。
熱中症予防の普及啓発・注意喚起について
熱中症予防の普及啓発・注意喚起について、厚生労働省から事務連絡がありました。
「施設・事業所における熱中症予防対策の徹底」(平成30年6月)

事業所検索

- 受けたいサービスから探す
- 法人名から探す
- 所在地から探す
- 主たる対象者から探す
- 事業所番号から探す
- 空き情報から探す
- 事業所名から探す

サービス相談窓口
各自治体の相談窓口です。

関連リンク
国や自治体関連のリンク情報です。

書式ライブラリー
書式ダウンロード情報です。

事業所メンバー ONLY

トップページ > 書式ライブラリー

書式ライブラリー

■ トップカテゴリを選択してください。

障害者施設推進部問い合わせ先について

- A 【全サービス共通】指定申請等について
- A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括)
- A 【日中系サービス・障害者支援センター】指定申請書・変更届等
- A 【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等
- A 【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等
- A 【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等
- A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等
- B 障害者総合支援法に係る法令・通知等
- B 権利擁護
- B 東京都からのお知らせ
- B 処遇改善(特別)加算に係る様式類
- B 請求関係(実績記録票・基準準備・インターフェイス等)

東京都福祉保健局
LibRARY of Social Welfare and Public Health

→ サイトマップ → 都庁総合トップページ

東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ

書式ライブラリー

■ カテゴリを選択してください。

トップカテゴリ A 【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等

- 1 指定申請・変更等に係る様式・記載例
- 2 (国給付費)訓練等給付費請求関係
- 3 (都加算・都制度)東京都障害者グループホーム支援事業関係(要領・様式等)
- 4 グループホーム説明会資料
- 5 都条例・規則 国通知等
- 6 運営基準に係る参考様式等及び集団指導資料
- 7 指定更新に係る書式等
- 8 事業所止届・各種証明書様式等
- 9 グループホームに係る事務連絡等

東京都福祉保健局
LibRARY of Social Welfare and Public Health

→ サイトマップ → 都庁総合トップページ

東京都障害者サービス情報

トップページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ > 書式ライブラリー一覧

書式情報をダウンロードすることができます。

検索結果 該当件数:40件 / 4ページ

登録日付	文書名	文書内容	サイズ	形式	
2016/06/07	未付時相談シート		18KB	Excel	ダウンロード
2018/04/04	指定申請書・事業所指定の申請に係る書式一覧	第1号様式	83KB	Excel	ダウンロード
2018/04/04	変更届出書・変更届出書書式一覧	第2号様式	79KB	Excel	ダウンロード
2018/03/08	共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項	付表7	69KB	Excel	ダウンロード
2014/05/29	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号	105KB	Excel	ダウンロード
2018/04/04	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(共同生活援助)	別紙1	31KB	Excel	ダウンロード
2018/04/04	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	別紙5	24KB	Excel	ダウンロード
2018/06/07	共同生活援助に係る体制	別紙12	40KB	Excel	ダウンロード
2015/06/11	夜間支援等体制加算届出書	別紙13	330KB	Excel	ダウンロード
2016/06/07	通所者生活支援加算に係る体制(共同生活援助事業所)	別紙16	31KB	Excel	ダウンロード

次のページへ

ページ下部の「次へ」ボタンで次ページに行けます

「東京都障害者サービス情報」掲載文書

1 指定申請・変更等に係る様式・記載例	7 指定更新に係る書式等
・来庁時相談シート ・指定申請に係る様式・記載例 ・変更届に係る様式・記載例 ・メールアドレス変更届 等	・申請書類一式 ・Q&A 等
2 【国給付費】訓練等給付費請求関係	8 事業廃止届等その他様式
・請求書・明細書 ・サービス提供実績記録 ・介護給付費等単位数サービスコード 等	・廃止・休止届出書、再開届出書 ・移行先リスト ・登録免許税非課税証明申請書 ・固定資産税非課税証明申請書 等
3 【都加算・都制度】東京都障害者グループホーム支援事業関係 (要領・様式等)	9 グループホームに係る事務連絡
・都加算制度の変更に係る説明会資料 ・都単価明細書 ・グループホーム支援事業実施要領 ・通過型GH指定申請書・廃止届 ・家賃助成申請書 等	・各種通知文 等
4 グループホーム説明会資料	10 グループホーム運営状況調査等
・東京都障害者グループホーム説明会(本体資料) ・報酬算定シート ・運営の指針 等	・依頼文書、回答様式 ・調査結果 等
5 都条例・規則、国通知等	11 開設準備経費等補助事業
・指定基準条例・規則、基準省令 ・指定基準解釈通知 ・報酬告示 ・留意事項通知 ・障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 等	・補助金交付要綱 ・交付申請書・様式集 ・実績報告書・様式集 等
6 運営基準に係る参考様式等及び集団指導資料	12 サービス管理責任者の資格要件について
・事故報告フォーム(共同生活援助・短期入所) ・集団指導資料 ・モデル契約書・重要事項説明書 ・個別支援計画(参考様式) ・自己点検票 等	・実務経験について 等
	13 グループホーム従事者人材育成事業(基礎研修・管理者研修)資料
	・募集要項 ・研修開催案内 等
	14 グループホーム体制強化支援事業に係る様式・記載例
	・体制強化支援事業案内 ・交付申請書・様式集 ・実績報告書・様式集 ・提出書類 交付申請の留意事項 等

障害者短期入所専用のサイト「東京都障害者サービス情報」

障害者短期入所専用のページを御活用ください

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=080>

東京都福祉保健局
東京都障害者サービス情報

このサイトでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができます。

※1 平成30年4月から追加されたサービス(就労定着支援・自立生活援助・居宅訪問型児童発達支援)を検索することは出来ません。
※2 表示される加算情報は平成30年3月以前のものです。

平成30年4月から追加されたサービス(就労定着支援・自立生活援助・居宅訪問型児童発達支援)を含む最新の事業所情報は書式ライブラリに掲載しています。
[最新の事業所情報はこちら](#)

事業所検索は、現在、平成30年4月の法改正(報酬改定に伴いシステム改修を行っています)。

お知らせ
New!! 平成29年度工賃(賃金)実績調査及び工賃向上計画(平成30年度～32年度の作組)について(告知)
「平成29年度工賃(賃金)実績調査」、「工賃向上計画(平成30年度～32年度)」について御提出をお願いします。
New!! 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業について
受注促進・工賃向上設備整備費補助事業の交付要綱及び様式についてのご案内
「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業者への指定協議説明会(平成30年6月版)の開催案内
「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業者への指定協議説明会(平成30年6月版)についてお知らせします。
熱中症予防の普及啓発/注意喚起について、厚生労働省から事務連絡がありました。

サービス相談窓口
各自治体の相談窓口です。

関連リンク
国や自治体関連のリンク情報です。

書式ライブラリー
書式ダウンロード情報です。

事業所メンバー ONLY

トップページ > 書式ライブラリー > 書式ライブラリーカテゴリ

書式ライブラリー

■ カテゴリを選択してください。

トップカテゴリA 【短期入所】指定申請書・変更届等

1 指定申請・変更等に係る様式・記載例

1-2 共生型短期入所について

2 【国給付費】介護給付費請求関係

3 【都加算・都制度】東京都障害者(児)短期入所事業関係

4 短期入所説明会・研修会資料

5 都条例・規則 国通知等

6 運営業務に係る参考様式等及び集団指導資料

トップページ > 書式ライブラリー

書式ライブラリー

■ トップカテゴリを選択してください。

障害者施設推進部に関わらず先について

A 【全サービス共通】指定申請書等について

A 【訪問系サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・重度加算)

A 【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等

A 【短期入所】指定申請書・変更届等

A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等

A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等

B 障害者総合支援法に係る法令・通知等

B 権利擁護

B 東京都からのお知らせ

B 処遇改定(特別)加算に係る様式類

B 請求関係(実績記録票・基準単価・インターフェイス等)

2017/03/24	来庁時間シート	新規開設等にあたり、来庁相談をされる際は、このシートに必要事項を記載の上、事前にお電話にてご予約いただき、当日シートをお持ちいただきますようお願いいたします。	17KB	Excel	ダウンロード
2018/04/05	指定申請書・事業者指定の申請に係る書類一覧	第1号様式	104KB	Excel	ダウンロード
2018/04/05	変更届出書・変更届出書提出書類一覧	第2号様式	79KB	Excel	ダウンロード
2018/05/10	短期入所の指定に係る記載事項	付表5	184KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号	33KB	Excel	ダウンロード
2018/04/05	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	別紙1	24KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	重度障害者支援加算に係る届出書	加算様式1	13KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	栄養士配置加算及び単独型加算に関する届出書	加算様式2	13KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	巡回加算に関する届出書	加算様式3	17KB	Excel	ダウンロード
2017/03/24	緊急短期入所体制確保加算に関する届出書	加算様式4	13KB	Excel	ダウンロード

ページ下部の「次へ」・タンで次ページに行けます

[次のページへ](#)

1/4ページ
[このページの先頭へ](#)

<掲載文書について>

1 指定申請・変更等に係る様式・記載例	6 運営基準に係る参考様式等及び集団指導資料
・来庁時相談シート ・指定申請に係る様式・記載例 ・変更届に係る様式・記載例 ・メールアドレス変更届 等	・事故報告フォーム（共同生活援助・短期入所） ・集団指導資料 ・運営規程 記載例 ・モデル契約書・重要事項説明書 ・個別支援計画（参考様式） ・自己点検票 等
2 【国給付費】介護給付費請求関係	
・介護給付費等単位数サービスコード 等	
3 【都加算・都制度】東京都障害者（児）短期入所支援事業関係 （要領・様式等）	7 指定更新に係る書式等
・都加算制度の変更に係る説明会資料 ・都加算請求書 ・実施要領 ・単価表 ・精神科医療連携体制加算に係る届出書 等	・申請書類一式 ・Q&A 等
4 短期入所説明会・研修会資料	8 事業廃止届等その他様式
・説明会資料 等	・廃止・休止届出書、再開届出書 ・移行先リスト ・登録免許税非課税証明申請書 ・固定資産税非課税証明申請書 等
5 都条例・規則、国通知等	9 障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A
・指定基準条例・規則、基準省令 ・指定基準解釈通知 ・報酬告示 ・留意事項通知 ・障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 等	・Q&A 等
	10 開設準備経費等補助事業
	・補助金交付要綱 ・交付申請書・様式集 ・実績報告書・様式集 等
	11 短期入所に係る事務連絡等
	・参加報告フォーム 等

6 問合せ先一覧

R6.2時点

NO.	問合せ事項	所管部署	連絡先等
1	グループホームの申請について	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0286(直通)
2	グループホームの運営、制度について 都加算の制度全般について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
3	グループホームの施設整備費補助について	東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当	03-5320-4152(直通) または 03-5320-4377(直通)
4	訓練等給付費の報酬請求手続きについて	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護福祉課障害福祉係	03-6238-0224(直通)
5	都加算の請求手続きについて	各区市町村福祉所管課	—
6	グループホーム開設準備経費等補助金について (主な対象者が知的障害者・身体障害者等の場合)	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
7	グループホーム開設準備経費等補助金について (主な対象者が精神障害者の場合)	各区市町村福祉所管課	—
8	サービス管理責任者研修、相談支援研修について	東京都心身障害者福祉センター 地域支援課地域支援担当	03-3235-2954
9	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「不特定多数の者」対象研修(第1号、第2号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局高齢社会対策部 介護保険課介護人材担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/ ②03-5320-4267(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/tankyuuin.html
10	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「特定の者」対象研修(第3号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/ ②03-5320-4579(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai//jigyo/tankyuin/kenshukikan.html
11	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
12	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業・ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業・ 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業・ 代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事業・ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業・ について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
13	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課処遇改善加算担当 (障害福祉)	03-5320-4230(直通)
14	建築確認等の建築基準法の相談窓口について	各区市等の建築主事	※東京都都市整備局HP参照 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kijun/index.html
15	必要な消防設備等について	各地域所管の消防署	—
16	グループホームに併設するショートステイ(申請)について	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0286(直通)
17	グループホームに併設するショートステイ(運営・制度)について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
18	NPO法人の運営について	東京都生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課NPO法人担当	03-5388-3095(直通) ※関連HP(よくご確認ください) https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/

6 問合せ先一覧

R6.2時点

NO.	問合せ事項	所管部署	連絡先等
1	短期入所の申請等について	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0286(直通)
2	短期入所運営、制度について 都加算の制度全般について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
3	短期入所の施設整備費補助について	東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当	03-5320-4152(直通) または 03-5320-4377(直通)
4	介護給付費の報酬請求手続きについて	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護福祉課障害福祉係	03-6238-0224(直通)
5	都加算の請求手続きについて	各区市町村福祉所管課	—
6	短期入所開設準備経費等補助金について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151(直通)
7	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「不特定多数の者」対象研修(第1号、第2号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局高齢社会対策部 介護保険課介護人材担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyuu/ ②03-5320-4267(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyuu/
8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 「特定の者」対象研修(第3号研修)について	①研修に関する問合せ先 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 (たんの吸引担当) ②制度全般に関する問合せ先 東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	①03-3344-8629(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyuu/ ②03-5320-4579(直通) ※関連HP(よくご確認ください。) https://www.fukushizaidan.jp/107tankyuu/
9	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
10	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業・ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業・ 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業・ 代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事業・ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業・ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業・ について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111(代表) (内線)33-208 または 33-209
11	福祉・介護職員処遇改善加算について 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について	東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課処遇改善加算担当 (障害福祉)	03-5320-4230(直通)
12	建築確認等の建築基準法の相談窓口について	各区市等の建築主事	※東京都都市整備局HP参照 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kijun/index.html
13	必要な消防設備等について	各地域所管の消防署	—
14	NPO法人の運営について	東京都生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課NPO法人担当	03-5388-3095(直通) ※関連HP(よくご確認ください) https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/